



平成 23 年 12 月 22 日

各 位

会 社 名 ミヨシ油脂株式会社
代表者名 代表取締役社長 山田 修
(コード番号 4404 東証一部)
問合せ先 総務部 法務・広報室長 雫石秀明
TEL (03) 3603 - 1111

控訴審判決に関するお知らせ

当社が東ソー株式会社から提起されていましたが特許権侵害差止等請求事件の控訴審判決につきまして、平成 23 年 12 月 22 日付にて知的財産高等裁判所より判決の言い渡しがありましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 判決のあった裁判所および年月日

知的財産高等裁判所
平成 23 年 12 月 22 日

2. 訴訟の提起から判決に至るまでの経緯

平成 22 年 11 月 18 日付で開示いたしました「訴訟の判決に関するお知らせ」のとおり、東ソー株式会社より、当社が製造・販売するピペラジン系重金属固定化処理剤が同社の保有する特許を侵害するとして、当該製品の製造差止と損害賠償請求（2,729 百万円及び遅延損害金）がなされ、平成 22 年 11 月 18 日に東京地方裁判所より、当社が製造するピペラジン系重金属固定化処理剤の製造差止・廃棄と 1,191 百万円及び遅延損害金の支払いを命じられたことを受け、同月 24 日、当社は、上記一審判決は承服しがたいものとして知的財産高等裁判所に控訴してまいりました。

また、平成 23 年 4 月 18 日付けで開示いたしました「当社に対する訴訟（控訴）の提起に関するお知らせ」のとおり、東ソー株式会社からも同判決について不服があるとして同裁判所に対して控訴がなされ、損害賠償対象期間を一審における損害算定後の期間（平成 21 年 10 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日まで）を含めた請求拡張後の損害賠償金額（3,260 百万円及び遅延損害金）の請求がなされてまいりました。

当社は、控訴審においても、第一審同様、当社製品は東ソー株式会社所有の特許権を侵害するものではなく、かつ同特許には無効理由があるとして、当社の正当性を強く主張してまいりましたが、誠に遺憾ながら当社の主張は認められませんでした。

3. 控訴人（一審原告）

(1) 名 称 東ソー株式会社
(2) 所在地 山口県周南市開成町 4 5 6 0 番地
(3) 代表者氏名 代表取締役 宇田川憲一

4. 判決の概要

- (1) 当社（被告）が製造するピペラジン系重金属固定化処理剤の製造を差し止める
- (2) 当社（被告）は、当該重金属固定化処理剤を廃棄せよ
- (3) 当社（被告）は、原告に対し、1,800 百万円及び支払済に至るまで年5分の割合による金員を支払え

5. 今後の見通しと業績に及ぼす影響

今回の控訴審判決の内容は、承服しがたいものであり、最高裁判所への上告手続を行い、改めて当社の正当性を主張していく方針です。

なお、本控訴審判決を考慮した業績に及ぼす影響については、取り纏め次第、速やかに発表いたします。

以 上